

○総務省告示第二十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成三十一年一月二十四日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

表 更 後

表 更 前

第2 周波数割当表

[1～7 略]

周波数割当表

[第1表 略]

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
3600～4200 J 158	固定衛星 (宇宙から 地球) 移動	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10～3による。
[略]	[略]	[略]	[略]
4500～4800	固定 固定衛星 (宇宙から 地球) J 161 移動	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10～3による。
[略]	[略]	[略]	[略]

第3表 10GHz～275GHz

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

周波数割当表

[第1表 同左]

[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
3600～4200 J 158	固定衛星 (宇宙から 地球) 移動	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
4500～4800	固定 固定衛星 (宇宙から 地球) J 161 移動	公共業務用 電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

第3表 10GHz～275GHz

[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
27～27.5 J 250 J 2 51	固定衛星 (地球から 宇宙) 衛星間 J 246 J 2 48 移動	電気通信業務用 公共業務用 衛星間 48 移動	携帯無線通信用とし、割当ては別表10～3による。
27.5～28.5 J 250 J 2 51	固定衛星 (地球から 宇宙) J 206 J 2 32 J 249 移動	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	電気通信業務用での使用は携

[同左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
27～27.5 J 250 J 2 51	固定衛星 (地球から 宇宙) 衛星間 J 246 J 2 48 移動	電気通信業務用 公共業務用 衛星間 48 移動	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8～5による。
27.5～28.5 J 250 J 2 51	固定衛星 (地球から 宇宙) J 206 J 2 32 J 249 移動	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	

	固定 J 252	公共業務用 一般業務用	帯無線通信用とし、割当ては別表10-3による。
略	略	略	略
29.1-29.5 J 251	固定衛星 (地球から 宇宙) J 229 J 2 30 J 232 J 249 J 254 J 255	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-3による。
略	略	略	略
	地球探査衛星 (地球 から宇宙) J 253	公共業務用 一般業務用	
略	略	略	略

国内周波数分配の脚注

【J 1～J 295 略】

【別表 1-1～別表 8-4 略】

別表 8-5 5.2GHz帯高出力データ通信システム及び小電力データ通信システムの無線局の周波数表

略	略	略	略
24GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であつて、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの		
略	略	略	略

\* これらの周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

【別表 8-6～別表 10-2 略】

別表 10-3 携帯無線通信 (一周波方式のものに限る。) 用の周波数表

略	略	略	略
3400MHzを超え4100MHz以下			
4500MHzを超え4600MHz以下			

	固定 J 252	公共業務用 一般業務用	
同左	同左	同左	同左
29.1-29.5 J 251	固定衛星 (地球から 宇宙) J 229 J 2 30 J 232 J 249 J 254 J 255	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
同左	同左	同左	同左
	地球探査衛星 (地球 から宇宙) J 253	公共業務用 一般業務用	
同左	同左	同左	同左

国内周波数分配の脚注

【J 1～J 295 同左】

【別表 1-1～別表 8-4 同左】

別表 8-5 5.2GHz帯高出力データ通信システム及び小電力データ通信システムの無線局の周波数表

同左	同左	同左	同左
24GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であつて、24.77GHz及び24.77GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの		
同左	同左	同左	同左
27GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数であつて、27.02GHz及び27.02GHzに10MHzの自然数倍を加えたもの		
同左	同左	同左	同左

\* これらの周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

【別表 8-6～別表 10-2 同左】

別表 10-3 携帯無線通信 (一周波方式のものに限る。) 用の周波数表

同左	同左	同左	同左
3400MHzを超え3600MHz以下			

<p>27GHzを超え28.2GHz以下 29.1GHzを超え29.5GHz以下</p>	
<p>[別表10-4～別表11-3 略] 国際周波数分配の脚注 [注略]</p>	<p>[別表10-4～別表11-3 同左] 国際周波数分配の脚注 [注同左]</p>
<p>備考 表中「」の記号は注記である。</p>	